

入札心得

1. 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び常総市契約規則（平成17年水海道市規則第131号）の関係各条を遵守すること。
2. 入札書を指定期日までに提出しない場合は、無効とする。
3. 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。
委任状を提出しない代理人が行った入札は無効とする。
4. 代理人は、同一の入札において2人以上の代理人となることができない。
5. 入札書を2通以上提出した場合は無効とする。
6. 金額その他必要事項が確認しがたい場合又は、記名押印がない場合は無効とする。
7. 予定価格を超える金額の入札は、無効とする。
8. 入札人のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
9. 入札の回数は、公告及び指名通知書等に記載する回数とする。
10. 落札の決定に当っては入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の税率を乗じた額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
11. 入札公告等で特段の定めをした場合を除き、入札書提出に際し、入札書に記載した金額の根拠となる工事費等積算内訳書を提出しなければならない。この場合において、積算内訳書を提出しなかった入札参加者の入札は無効とする。
12. 予定価格が500万円以上の「**建設工事**」の入札の執行に当っては、最新の経営審査事項結果通知書の写しを入札の執行前に確認するので必ず持参すること。最新の経営事項審査結果通知書が送達されていない場合は、経営事項審査完了票を持参すること。
13. 入札を希望しない場合は、参加しないことができる。その場合は入札日前日までに辞退届けを持参または郵送により提出をする。当日、欠席の場合は辞退とみなす。指名競争入札においては、当日の参加者が2者未満の場合は中止とする。また、常総市契約規則第12条に規定する入札（以下、再度入札）については、初回の入札参加者を当該入札の参加者とみなし、指名競争入札においてもこれと同様とする。
14. 再度入札について、初回の入札以降に辞退した入札者については、以後の再度入札においても辞退したものとみなし、指名競争入札においてもこれと同様とする。
15. 議会の議決を要する契約については、入札後仮契約を締結し、市議会で可決されたときに本契約となるものとする。市は、仮契約の相手方が仮契約期間中に指名停止

等の措置を受けたとき及び契約の相手方として不適当な事由があったときは、当該仮契約を解除することができる。

16. 入札参加者は、仕様書、図面及び添付書類の熟覧、現場等を十分確認の上、入札しなければならない。入札は、特に指示がない限り総額とする。
17. 設計図書等に質問がある場合は、文書をもって入札を主管する課に提出すること。回答書については一括して入札の主管課より書面またはホームページにおいて回答する。
18. 各様式については、市ホームページより確認すること。
19. 対象工事の履行に関し、疑義ある場合は、その調査に誠実に協力すること。
20. 入札後の異議の申し立てについては、『入札をした者』は、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議申し立てることはできない。